

(平成25年12月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中部地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
厚生年金関係	9 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（平成10年8月31日）及び資格取得日（同年9月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年8月31日から同年9月1日まで

私はA社に平成12年1月まで継続して勤務したにもかかわらず、一時退職した記録になっており、申立期間の厚生年金保険の記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録では、A社において昭和48年8月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、平成10年8月31日に資格を喪失後、同年9月1日に同社において、再度資格を取得しており、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

しかし、雇用保険の記録によると、申立人は申立期間に継続してA社に勤務していたことが確認できる上、複数の同僚は、「申立人はA社において、雇用形態及び業務内容に変更は無く継続して勤務していた。」と証言している。

また、申立期間当時のA社の社会保険事務担当者は、「申立人は、申立期間も継続して勤務していた。会社は既に無くなっており、当時の資料は無いが、途中で会社を辞めたわけではないので、申立期間のみ給与から保険料を控除しなかったとは考え難い。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後のオンライン記録

から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、資料が無いため不明と回答しているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成10年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和56年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 5 月 31 日から同年 6 月 1 日まで

A事業所から関連会社のB社に異動した際の申立期間について、1か月の厚生年金保険の被保険者となっていない期間があることに納得できない。調査して、申立期間について、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A事業所及びB社で厚生年金保険被保険者記録のある同僚の回答により、申立人がA事業所及びその関連会社のB社に継続して勤務し（A事業所からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、B社が厚生年金保険の適用事業所となった日が昭和56年6月1日であり、申立人の被保険者資格は、本来同日までA事業所において引き続き有すべきものであることから、申立人のB社における厚生年金保険の資格取得日である同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和56年4月の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しているが、事業主が資格喪失日を昭和56年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年5月31日と誤って記

録するとは考え難い上、オンライン記録により、申立人と同時期に異動したと考えられる同僚3人は、いずれも申立人と同日にA事業所で資格喪失、B社で資格取得し、申立期間の被保険者記録が欠落していることから、事業主が同日を申立人のA事業所における資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年12月10日から55年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を54年12月10日に、資格喪失日に係る記録を55年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を54年12月は5万2,000円、55年1月及び同年2月は12万6,000円、同年3月は11万円、同年4月は11万8,000円、同年5月は13万4,000円、同年6月及び同年7月は12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年11月から55年8月1日まで

私は、A社又はC社に勤務しており、厚生年金保険料が控除されていたが、申立期間の年金の記録が無い。調査して厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和54年12月10日から55年8月1日までについては、申立人から提出された給与明細書及びA社作成の54年分源泉徴収票並びに同僚及び申立人の証言により、申立人は、同社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から、昭和54年12月は5万2,000円、55年1月及び同年2月は12万6,000円、同年3月は11万円、同年4月は11万8,000円、同年5月は13万4,000円、同年6月及び同年7月は12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社

の事業主は不明と回答しているが、当該期間における健康保険厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人の厚生年金保険被保険者記録が失われたとは考えられない上、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得に係る届出が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失に係る届出を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和54年12月から55年7月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和54年11月から同年12月10日までについては、上記源泉徴収票から、申立人のA社の入社日が同年12月10日であることが確認できる。

また、B社の担当者は、「当時の資料は保管していない。」と回答していることから、申立人のA社における当該期間に係る厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、C社は、当該期間において厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②のうち、平成20年1月における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、36万円とされているところ、当該額は厚生年金保険第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の30万円とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額（44万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を44万円とすることが必要である。

申立人の申立期間②に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成20年2月は41万円、同年8月は44万円に訂正することが必要である。

申立人は、申立期間②のうち、平成20年3月、同年7月、同年10月及び同年11月について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間②のうち、平成20年1月から同年3月までの期間、同年7月、同年8月、同年10月及び同年11月に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年9月11日から20年1月21日まで
② 平成20年1月から21年9月まで

申立期間①について、A社には、平成19年9月11日に入社したにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者期間が短く記録されているので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

また、申立期間②について、記録されている標準報酬月額は、当時支給された給与より低い額になっているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間②のうち、平成20年1月について、オンライン記録によると、申立人の当該期間の標準報酬月額は、当初、30万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の22年3月8日付けで30万円から36万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（36万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（30万円）となっている。

しかしながら、申立人から提出された給与明細書及びA社から提出された賃金台帳（以下「給与明細書等」という。）により、当該期間について、その主張する標準報酬月額（44万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は不明と回答しているが、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②のうち、平成20年2月及び同年8月について、給与明細書等により、申立人は、当該期間において、41万円又は47万円の標準報酬月額に相当する給与を支給され、44万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

ただし、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書等において確認できる給与額から平成20年2月は41万円、保険料控除額から同年8月は44万円とすることが妥当である。

申立期間②のうち、平成20年3月、同年7月、同年10月及び同年11月について、給与明細書等により、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額（44万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る申立期間②のうち、平成20年2月、同年3月、同年

7月、同年8月、同年10月及び同年11月の上記訂正後の保険料の事業主による納付義務の履行については、日本年金機構B事務センターから提出された資格取得及び算定基礎の訂正届により、22年3月に事業主が申立人の20年1月から同年8月までの標準報酬月額を36万円、20年9月から21年8月までの標準報酬月額を41万円として届け出ていることが確認できることから、事業主は、給与明細書等で確認できる保険料控除額又は給与額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、年金事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、平成20年4月から同年6月までの期間、同年9月及び同年12月から21年9月までの期間については、給与明細書等により確認できる保険料控除額又は報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えないと認められることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

2 申立期間①について、給与明細書等及びA社から提出された出勤簿により、当該期間において、申立人は、同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、給与明細書等により、当該期間において、申立人は、給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる上、A社は、「申立期間①当時は試用期間を設けていたため、入社と同時に厚生年金保険には加入させていない。申立人も平成19年12月までは給与から厚生年金保険料を控除しないことに同意していた。20年1月21日付けで正社員とし、厚生年金保険に加入させた。」と回答している。

また、オンライン記録によれば、申立人の当該期間における被保険者記録は、平成22年3月8日付けで申立人の資格取得日を20年1月21日から19年9月11日に訂正する旨、A社が年金事務所に届け出て記録訂正が行われているが、厚生年金保険法第75条本文の規定により保険給付の対象とならない期間として記録されている。

さらに、特例法に基づきあっせんの対象となる事案は、事業主が厚生年金保険被保険者の負担すべき保険料を控除していたことが要件とされているところ、上述のとおり、給与明細書等により、申立人の給与から当該期間に係る厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和44年5月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月15日から同年5月16日まで

A社C工場に昭和38年4月1日に入社し、40年4月16日に同社B工場に転勤し、44年5月16日に同社D工場に転勤した。その間継続して勤務していたが、申立期間について、被保険者記録が無いので厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された辞令及び雇用保険の記録により、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和44年5月16日に同社B工場から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者名簿の昭和44年3月の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の事業を承継しているE社は、確認できる資料が無いため不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

中部（静岡）厚生年金 事案 8159

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C営業所における資格喪失日に係る記録を昭和33年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年10月31日から同年11月1日まで
A社C営業所から同社D営業所に転勤したが、継続して同社に勤務していた。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された人事カード及び同社の回答から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（同社C営業所から同社D営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、B社の回答及び複数の同僚の証言から、昭和33年11月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C営業所における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和33年10月の定時決定の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「当時の資料が保管されておらず不明であるが、厚生年金保険被保険者資格の喪失日を昭和33年11月1日とすべきところ、当時の事務担当者が誤って同年10月31日と届け出たと考えられる。」と回答していることから、事業主が昭和33年10月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会

保険事務所（当時）は申立人に係る同年 10 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（静岡）厚生年金 事案 8160

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和45年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年9月30日から同年10月1日まで
B社から関連会社のA社に出向していた間、継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が1か月欠落していることが分かった。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事発令に係る稟議書及び雇用保険の記録により、申立人は、同社及びその関連会社であるB社に継続して勤務し（昭和45年10月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和45年8月の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和45年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年9月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（

社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（愛知）厚生年金 事案 8161

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 11 月 21 日から 40 年 6 月頃まで

私は、昭和 37 年 11 月 21 日から 40 年 6 月頃まで、A 事業所で勤務し、同事業所が B 社から請け負った仕事をしていた。

この間、B 社での勤務実態は無かったが、同社で厚生年金保険に加入していた。申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「B 社の仕事を請け負っていた期間は、同社において厚生年金保険の被保険者になっていた。」と主張しているが、B 社は、「申立期間当時の資料は保管しておらず、当時の担当者も死亡しているため、下請事業所の従業員を当社において厚生年金保険に加入させていたか否かは不明である。」旨を回答している。

また、申立人は、二人の同僚の名前を挙げ、「これらの同僚は A 事業所で勤務していたが B 社において厚生年金保険の被保険者になっていた。」と述べているが、当該同僚二人のうち、一人は既に死亡しており、残る一人は、「私が B 社の被保険者となっている期間については、同社の社員であったか、A 事業所の従業員であったかは定かではない。」旨を回答している。

さらに、申立人が A 事業所で一緒に勤務していたとして名前を挙げる同僚は、「A 事業所は B 社から仕事を請け負っており、申立人が当該業務を行っていた。しかし、厚生年金保険の取扱いについては知らない。」と回答している。

加えて、申立期間の全て又は一部に B 社での被保険者記録が確認できる 8 人に照会を行ったが、回答が得られない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除に

ついて確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、申立期間においてA事業所は厚生年金保険の適用事業所とはなっておらず、厚生年金保険法第9条には、「適用事業所に使用される者は、厚生年金保険の被保険者とする。」旨の被保険者の要件を規定しており、申立人が被保険者の要件を満たすことはない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 8162

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 10 月 30 日から同年 11 月 6 日まで

A事業所及びB社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間においてA事業所又はB社に継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

健康保険厚生年金保険被保険者原票により、A事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（昭和 40 年 10 月 30 日）に同事業所において被保険者資格を喪失した申立人を含む同僚の大半が、B社が厚生年金保険の適用事業所となった日（同年 11 月 6 日）に同社において被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、申立人は、申立期間におけるA事業所の状況について鮮明に記憶している上、商業登記簿謄本により、B社が昭和 40 年 11 月 * 日に株式会社として設立されていることから判断すると、申立人が、申立期間においてA事業所に継続して勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、上述のとおり、A事業所は昭和 40 年 10 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間において、同事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

また、申立人が名前を挙げるA事業所の事業主は死亡しており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、申立人は同僚への聴取を望んでおらず、A事業所の同僚から、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除に

ついて確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 8163（愛知厚生年金事案 1383 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 10 月から 57 年 2 月 2 日まで
② 昭和 57 年 7 月から平成 11 年 8 月まで

申立期間①について、A社には、昭和53年1月から勤め、54年10月から厚生年金保険に加入した記憶があるので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

また、申立期間②について、B事業所で受け取っていた給料と厚生年金保険の標準報酬月額に差がある。前回は認められなかったが、課税明細書を提出するので再度調査し、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の記録、A社の回答及び同社から提出された申立人に係る昭和54年1月分から57年6月分まで（55年12月分を除く。）の給料支払明細書（控）により、申立人は、当該期間に同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、A社の健康保険厚生年金保険事業所原票によると、同社は昭和57年2月2日に厚生年金保険の任意適用事業所となっており、当該期間に適用事業所であった記録は確認できない。

また、A社は、「申立期間①は会社が社会保険に加入する前だった。当該期間については、従業員の給与から厚生年金保険料を控除していない。」と回答している上、上記給料支払明細書（控）によれば、適用事業所となる前月の昭和57年1月までは、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されてい

ないことが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立期間②に係る申立てについては、i) 申立人から提出を受けた平成11年2月及び同年7月から同年9月までの期間の給料明細書に記載されている保険料控除額に見合う標準報酬月額(26万円)とオンライン記録の標準報酬月額が一致すること、ii) 4年から10年までの源泉徴収票に記載されている社会保険料控除額が、オンライン記録の標準報酬月額に基づく健康保険料及び厚生年金保険料並びに雇用保険料の概算額の合計額とおおむね一致すること、iii) B事業所の事務担当者は、「当時の賃金台帳などは残っておらず、詳細は分からない。」と回答していること、iv) 申立人の前後に資格取得した複数の同僚の標準報酬月額と、申立人の標準報酬月額との間に特段の差異が無いことなどから、既に年金記録確認愛知地方第三者委員会(当時)の決定に基づく平成21年6月24日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、今回申立人は、「前回の決定に納得できない。課税明細書が見付かったので再度調査し、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。」と主張し、再度申立てを行っている。

しかしながら、申立人から提出された平成5年度から12年度までの市民税・県民税課税明細書によると、当該期間について、保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことが確認できる。

そのほか、年金記録確認愛知地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 7 月から 11 年 6 月まで

私が A 社 B 部に嘱託として勤務していた期間のうち、平成 9 年 7 月から 11 年 6 月までの厚生年金保険被保険者記録の標準報酬月額が給与支給額に比べて低く記録されており、通勤費が抜けていたのではないかと思われる。調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社 B 部は既に廃止されており、その事務を継承している同社 C 部は、「申立人についての資料は無く不明である。」と回答しており、申立人の申立期間における給与額及び厚生年金保険料控除額について確認できない。

また、A 社総務担当は、「A 社では嘱託について、平成 9 年 4 月から給与で支払う通勤費用を標準報酬月額の算定の基礎に含めない取扱いをしていた。」と回答している上、申立期間に同社 B 部に勤務していた同僚から提出された当時の賃金支給明細により、平成 9 年 4 月から 11 年 6 月までの期間について、通勤費用を除いた給与支給額に見合う標準報酬月額が、当該給与から控除されている厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と一致している。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、③及び④について、船員保険被保険者又は厚生年金保険被保険者として、船員保険料又は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 12 月 30 日から 61 年 1 月 1 日まで
② 昭和 62 年 12 月 29 日から 63 年 1 月 1 日まで
③ 昭和 63 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日まで
④ 平成 4 年 4 月 30 日から同年 5 月 1 日まで

私は、申立期間に、A社、B社、C社及びD社に勤務していたが、厚生年金保険の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の元事業主は、「申立期間は年末のため、申立人が乗っていた船であるE船は運航していなかった。」と回答している。

また、申立人と時期は相違するがA社に勤務し、E船に乗船していた同僚は、「年末は、E船は運航していなかった。」と証言している。

さらに、当時の事務担当者は、「申立期間に係る船員保険の取扱いについては覚えていない。」と回答している。

加えて、A社は、既に解散しており、元事業主は、申立期間当時の資料を保管していないため、申立人の当該期間に係る勤務実態及び船員保険の取扱いについて確認できない。

申立期間②について、B社から提出された賃金台帳により、申立人は昭和 63 年 1 月分の給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる上、同社が申立人の 62 年 12 月分の厚生年金保険料を控除したと回答している。

しかし、雇用保険の記録により、申立人のB社における離職日は、昭和 62 年 12 月 28 日であることが確認でき、厚生年金保険被保険者資格喪失日と符合

する上、同社は、「申立人が勤務していた現場は、基本的に年末年始は休みであった。」と証言しており、申立人と同じ現場で勤務していた同僚も、当該現場について同様に、「年末年始は休みだったと思う。」と証言している。

また、B社は、申立人の勤務期間に係る資料は保管していないことから、当該期間の勤務実態について確認できない。

さらに、厚生年金保険法第19条において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する」とされており、同法第14条において「資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日」とされていることから、申立人が主張する昭和62年12月は、申立人の被保険者期間とはならない。

申立期間③について、雇用保険の記録により、申立人の離職日は昭和63年8月30日であることが確認でき、厚生年金保険被保険者資格喪失日と符合する。

また、C社は、当該期間当時の資料を保管していないため、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

申立期間④について、雇用保険の記録により、申立人のD社の離職日は平成4年4月29日であることが確認でき、厚生年金保険被保険者資格喪失日と符合する。

また、D社の承継会社であるF社から提出された申立人の当該期間に係る給与台帳により、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①、③及び④における勤務実態及び船員保険料又は厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情並びに申立期間②における勤務実態について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者又は厚生年金保険被保険者として、申立期間①、③及び④に係る船員保険料又は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②について、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

中部（石川）厚生年金 事案 8166

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月 1 日から 53 年 8 月 1 日まで

私は、昭和 44 年頃から A 法人 B 施設（50 年 3 月 * 日設置）の理事長の運転手や雑用等を行っていた。その後、同施設が開設されることになり、その建設予定地の造成、建物の建設作業に従事し、同施設開設後は、理事長の運転手、入居者の送迎、建物内部の設備の補修等を行っていた。申立期間について、同施設で働いていたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険事業所台帳の記録から、A 法人 B 施設は、昭和 50 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間のうち、48 年 4 月 1 日から 50 年 6 月 30 日までについては、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

また、A 法人 B 施設から提出された「職員状況一覧表（昭和 49 年度から 53 年度まで）」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書（昭和 50 年 7 月 1 日から 54 年 7 月 1 日までの資格取得者）」に申立人の氏名は見当たらない。

さらに、申立期間に係る A 法人 B 施設の健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

加えて、A 法人 B 施設の厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したところ、申立期間当時、申立人が主張する業務と一部合致する業務を同施設内で行っていた者がいたことがうかがえる回答をする者はいたが、申立人が同法人に雇用され、職員として勤務していたとする証言は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（石川）厚生年金 事案 8167

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 4 月 15 日から同年 9 月 11 日まで
② 昭和 33 年 6 月 10 日から 36 年 3 月 26 日まで

申立期間①にA事業所、申立期間②にB事業所で勤務していたが、厚生年金保険被保険者期間となっていないので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人から提出されたノートに、申立人が、申立期間①にA事業所、申立期間②にB事業所に勤務していたことが記載されている。

しかし、申立期間①について、オンライン記録及び厚生年金保険適用事業所名簿から、A事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録が確認できない。

また、A事業所は商業登記簿においても確認できず、事業主及び所在地が判明しないことから、申立人の申立期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、申立期間①のうち、昭和 31 年 4 月 15 日から同年 5 月 1 日までは、申立人に係るC社の厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

申立期間②について、オンライン記録及び厚生年金保険適用事業所名簿から、B事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録が確認できない。

また、申立人から提出されたノートにB事業所の事業主の氏名が記載されているところ、同事業所は商業登記簿においても確認できず、事業主及び所在地が判明しないため、申立人が記載した事業主の氏名との照合ができないことから、申立人の申立期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料

の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月から 32 年 9 月まで
A社（現在は、B社）C工場（現在は、D社E工場）の製造部門で働いた期間の年金記録が無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の記憶する業務の内容は具体的であり、申立期間にA社C工場の厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる複数の同僚の証言とおおむね符合する上、同僚の一人が、「私は、昭和30年1月に入社し工場の製造部門で働いた。時期は不明だが、申立人が臨時工として働いていたのを記憶している。」と証言していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社C工場に勤務していたことはうかがえる。

しかし、B社及びD社E工場は、いずれも当時の資料を保管しておらず、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、複数の同僚が、「正社員になると厚生年金保険に加入したが、試用期間や臨時職員であった期間の数年は同保険に加入していない。」と証言していることから、当時の事業主は、全従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかったことがうかがえる。

さらに、申立期間におけるA社C工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 7 月 24 日から 33 年 7 月 21 日まで
② 昭和 33 年 8 月 4 日から 34 年 12 月 30 日まで

昭和 34 年 12 月末に結婚し、会社を退職してからは、嫁ぎ先で祖母と父の看護をしていた。

申立期間①及び②について、脱退手当金の請求書を提出した記憶は無いので、支給記録を取り消し、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A 社 B 支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する表示が記されているとともに、申立期間①及び②に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 35 年 4 月 12 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立期間②当時の事務担当者を含む複数の同僚が、「会社が脱退手当金の代理請求の手続をしていた。自分も脱退手当金を受け取った。」と証言していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性があるものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。